

新見市教育委員会 7月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年7月16日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理人	松 井 健 一
委 員	長谷川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

委 員	溝 尾 妙 子
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和2年7月16日(木) 午後3時30分から午後4時34分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会6月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案2件、協議・報告1件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者 内容的なことではないのですが、10ページの下から4行目の私の発言の中で、「今の高等学校の探求的な」の「たんきゅう」の漢字は求めるではなく、研究の「究」の字になります。

西江係長 修正いたします。

城井田教育長 修正をお願いします。外にはよろしいでしょうか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。) それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第32号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第32号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第32号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。今年度、申請のあった世帯数は155世帯、児童生徒数は262名で、内訳は小学生が158名、中学生が104名です。認定については、資料の参考2に記載しておりますが、新見市就学援助規則第6条により「準用保護の認定は、その世帯の前年の所得額が生活保護基

準額の1.5倍以下」とされているところですので、これをすべての世帯について確認させていただきました。その結果、認定が適当と考えられるのが149世帯248名で、内訳は記載のとおりです。認定が不適当と考えられるものについて確認いただきますが、6世帯14名です。世帯番号26番、27番、74番、83番、112番、138番については、生活保護基準額の1.5倍以上であり基準を超えています。なお、全体的な傾向につきましては、昨年度、一昨年度に比べて申請世帯は減っています。申請理由につきましては、資料の2ページの②から⑧までの理由を掲げていました。なお、⑧の「生活に困窮し、就学援助を必要とする」のは40世帯で4世帯が不適当、⑤の「児童扶養手当を受給されている方」は76世帯で2世帯が不適当となっています。この6世帯については、1段階目としてここで不適当の認定をさせていただき、前会の教育委員会で内規を「生活保護基準額の1.5倍を超えて不認定になった世帯にあっても、新型コロナウイルスによる影響で世帯収入が著しく減少した場合、直近3箇月の世帯収入が証明できる書類の提示があれば、再度認定審査を行う」ことができるよう改正していますので、事務局で再度確認をさせていただこうと思っています。再認定をおこなう際には、この教育委員会で諮らせていただきます。以上です。

城井田教育長

基準に沿って判断したのが、この状況であります。前会の教育委員会で内規を変更させていただいたとおり、「不認定になった世帯のうち新型コロナウイルスによる影響によるもの」については、再度確認をさせていただき、対象になるのであれば改めて教育委員会でお諮りするということで、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

「新型コロナウイルスによる影響での著しい収入減少」が大事なところだと思うのですが、今回不認定となった6世帯については、それを理由としているものではなく、通常申請の理由であったのですか。

上田課長

そうです。通常の申請理由「⑧生活困窮」と「⑤児童扶養手当受給」を選択されています。

松井職務代理者

新型コロナウイルスによる影響で4月以降の収入が減ったことでの申請は、これからも新たに申請受付をされるのですか。また、そのことについての周知はされるのですか。

上田課長

例年どおり6月に一括申請を受け付けているところですが、随時申請を受け付けていることは、ホームページ等にも掲げたいと思っておりますし、新型コロナウイルスによる影響における申請についても併せて周知したいと思っています。随時申請の際には、学校を通じてで

はなく学校教育課と直接やりとりすることがほとんどで、具体的な面談での話となりますので丁寧に対応したいと思います。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

それでは、事務局で整理をしているとおり、認定が適当と思われるものが155世帯の262名、認定が不適当と思われるものが6世帯14名ということで、議題32号につきましては承認いただけますでしょうか。

各委員

(はいの声)

城井田教育長

それでは、議第32は承認とします。
次に、「協第7号」の説明をお願いします。

協第7号 令和2年度保育所・幼稚園・認定こども園訪問について

上田課長

協第7号 令和2年度保育所・幼稚園・認定こども園訪問について説明させていただきます。前会の教育委員会の際に、行きたいところまたは都合の良い日をご検討くださいとご案内させていただいています。なお、長谷川委員からは事前にご連絡をいただいています。行きたい訪問先が重なっても良いのですが、誰も行かない場所がないようにしていただけたらと思っております。以上です。

各委員

(以下、各委員で日程を協議する。)

上田課長

三上委員については、事前にご相談させていただいていないので、可能な日を後日教えてください。なお、訪問時間は、すべて午前中になります。

城井田教育長

それでは、溝尾委員と三上委員の都合を伺ったうえで、事務局で調整させていただきます。8月19日(水)からの訪問になりますので、調整をさせていただき、確定したものを各委員へご連絡させていただきますので、よろしく願います。

外に委員の皆様から何かありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「協第8号」の説明をお願いします。

協第8号 令和2年度学校訪問について

上田課長

協第8号 令和2年度学校訪問について説明させていただきます。先般の教育委員会で、今年度の学校訪問の考え方ということで図示したものを委員の皆さんへ提示させていただきました。基本的な考え方については、市内すべての学校に教育委員と教育委員会事務局員が年に1回は訪問するというので、通常は1学期と2学期におこなっていましたが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で2学期以降になり、時期的に窮屈になっています。訪問する日にちについては学校の都合を聞いて設定していますので、委員の皆さんについては、行きたいところまたは都合の良い日を7月30日(木)中に学校教育課へお知らせください。基本的には、教育長を含めた委員から1名、担当事務局から1名、学校教育課指導係と学事係から各1名の計4名程度で行きたいと考えています。詳細なものについては後日お配りしますので、可能な日をお知らせいただきたいと思います。以上です。

城井田教育長

学校名が2段書きになっているのは、同じ日の午前中に2つの学校へ行くということですか。2つの学校へ分かれていくということではないのですね。

上田課長

そうです。同じ人が2つの学校へ動く予定で組んでいます。

城井田教育長

非常にばたばたして、学校にとっては、教育委員会から忙しく来て忙しく帰って行くようになってはいけないので、それについての調整をしっかりとしてください。午前中に2校へ訪問しようとする、1限目から人が入ってくるので学校としては忙しく大変だと思われるので、もし二手に分かれても良いのであれば、そのように対応していけば良いと思います。委員の皆さんの可能な日を決めなければ、二手に分かれる対応もできないので、それが終わってから決めてください。

上田課長

分かりました。それではまず、委員の皆さんの可能な日を学校教育課へご連絡いただきたいと思います。

長谷川委員

園・所訪問の日程とも重なっていますね。

上田課長

9月9日(水)、18日(金)、25日(金)については、園・所訪問の日程と重なっていますので、学校訪問と分かれて行くこととなります。学校の行事が2学期以降に寄っているため、学校側も訪問受入可能な日は多くはないので、園・所訪問の日程と重なっていることはご容赦いただけたらと思っています。

城井田教育長

できるだけ子どもたちが落ち着いている時間帯や遊んでいる時間

帯、3時間目くらいを見て帰れるようにすると、学校もこちら側もゆとりがあるのではないかと思います。委員の皆さんもスケジュールをご確認いただいて、可能な日やこの学校に行ってみたいという日をご連絡ください。最終的には、事務局で調整させていただきます。

協第7号と協第8号につきましては、今日の決定ができませんので決定でき次第、ご連絡させていただくことでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

城井田教育長

それでは、次に「協第9号」の説明をお願いします。

協第9号 「千屋小学童会」児童のスクールバス乗車について

田中課長

協第9号 「千屋小学童会」児童のスクールバス乗車について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。現在「千屋小学童会」の児童につきましては、千屋小学校の校舎の一部および体育館を活動の場としています。活動の拠点を8月から供用する千屋公民館へ移す予定としており、千屋小学校からの移動手段として、千屋小スクールバスを利用したい旨の要望がありました。運転手を除き20人定員のバスを現在13名が利用していますが、「千屋小学童会」の利用予定者は6名程度であり、バスの定員以内です。また、スクールバスの運行経路については変更の必要がなく、学校の休校日については保護者が送迎をおこなうため、スクールバスの運行依頼はありません。参考として、小学校で保護者が運営している「放課後児童クラブ」では、研修を受けた人が勉強を教えたりしていますが、「千屋小学童会」については、市が進めている小規模多機能自治の一環として、放課後の子どもたちを千屋地区全体で見守る取り組みをおこなうものです。「千屋小学童会」活動時の千屋小学校から千屋公民館までの移動手段として、スクールバス利用について要望があり、協議をさせていただくものです。以上です。

城井田教育長

現在千屋小学童会は、総合政策課がおこなっている地域づくり推進事業補助金を使って、地域課題を解決するために千屋振興会が中心となって子どもたちの放課後の見守り活動をしています。その中で、公民館へ子どもたちを集めて見守りをしようという発想です。教育委員会のひとつの事業として、学校教育課がおこなっている放課後児童クラブの補助金を充て、各学校の空き教室を使い子どもたちの放課後の居場所をつくる事業がありますが、これは、その事業にはあたらないかたちで地域で運営をされています。公民館を地域づくりの拠点として、そこで活動をしていこうということでの要望ですので、できれば応援していきたいと思っています。学校の統廃合によって学校が無くなった地域がたくさんあり、かつて公民館で見られていた子どもたち

の姿が見えなくなっています。スクールバスの運用については、特例的なことになるのですが、許容範囲の中であれば対応していけたらどうかと思っています。委員の皆様から何かご質問がありますか。

松井職務代理者

2点お伺いします。1点目は、スクールバスの運行について規約のようなものがあり、こういう場合や活動に対しては許容できるというものがあるのですか。それで、それに抵触するような心配があるために今回協議を設けたのですか。2点目は、千屋公民館からそれぞれの家に帰る場合は、保護者が送迎することが前提になっているのですか。

田中課長

スクールバスについては、基本的に学校の統廃合により通学距離が遠距離となる児童・生徒が乗車でき、学校の登下校のみに利用できます。今回の場合は、登下校ではなく千屋公民館までの移動であるため、特別な運用となり、新見市通学バス条例第3条第1項第3号により、「教育委員会が必要と認めて許可を受けた者」として承認をいただければと思います。それから、千屋公民館からの帰りでございますが、保護者が送迎します。また、学校の休業日においても保護者が送迎するよう聞いております。以上です。

城井田教育長

基本的に、現在運行しているスクールバスは、学校の統廃合によって運行することとなったバスになります。従って、学校の統廃合をおこなっていない、または町の時代に運行していなかった地区については、スクールバスが動いていないところもあり、哲西支局管内はスクールバスを運行していません。学校の統廃合による通学距離ではなく、その他の事情によってスクールバスを利用したいという地域、保護者からの申し出がある場合には、この教育委員会に諮り、特に必要と認めた場合にはスクールバスへの乗車を認めるという条項がありますので、それを適用して、直近でいいますと今年の3月の刑部小学校の事例では、低学年でしかも少人数での登下校に不安があるということで、保護者の要望や地域の民生委員からのご意見を基にこの教育委員会でお諮りさせていただき、特に認めていただいている例があります。そのような形で、乗車を認めることができますので、この件についても教育委員会ですべて必要と認めるという形で、乗車を許可することとしてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

城井田教育長

それでは、協第9号については承認といたしますので、その旨対応をよろしく申し上げます。

続いて、「報第13号」の説明をお願いします。

報第13号 第17回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ポスターデザイン原画の募集について

名越課長

報第13号 第17回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ポスターデザイン原画の募集について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。毎年3月下旬に実施しております全日本中学生男子ソフトボール大会につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。本年度の大会につきましては、同様に3月下旬に予定しており、今後の状況等も不透明ではありますが、実施に向けて現在準備を進めているところです。その準備のひとつとして、市内中学生を対象とした「ポスターデザイン画」の募集を実施するものです。昨年度は305名の応募があり、公民館単位の地域応援団とともに今大会の特徴的な取り組みであり、機運の高まりに一役買っています。募集期間は、7月20日（月）から10月30日（金）までで、最優秀賞はポスターに、優秀賞はチラシのデザイン原画に使用したいと考えています。募集要項は、すでに中学校を通じて生徒へ配布している状況です。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

（無しの声）

城井田教育長

無いようですので、次に「報第14号」の説明をお願いします。

報第14号 新見市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について

名越課長

報第14号 新見市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について、説明させていただきます。新見市青少年育成センターは、青少年の非行を未然に防止し、健全育成を図るため教育委員会内に設置されています。新見市青少年育成センター運営協議会については、育成センターの適正な運営を図るため、事業及び運営に関する基本的な事項を協議答申する機関であります。委員数は20名以内で、教育、児童福祉、警察等行政機関の職員及び関係団体の代表、学識経験者から委嘱することとなっています。任期は2年で、任期途中で欠員となった場合は、後任者は前任者の残任期間になります。資料の1ページをご覧ください。任期は平成31年4月から令和3年3月まででございますが、今年の異動等により、備考に「新規」と記載している6名を新たに委員として委嘱していますのでご報告します。以上です。

城井田教育長

欠員補充で、6名の方を青少年育成センターの運営委員として委嘱させていただいています。委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に「報第15号」の説明をお願いします。

報第15号 新見市青少年育成センター非常勤青少年育成員の委嘱について

名越課長 報第15号 新見市青少年育成センター非常勤青少年育成員の委嘱について、説明させていただきます。この青少年育成センター非常勤青少年育成員は、育成センターの業務を遂行するため、各関係機関との連携を図り、各地区の青少年の健全育成にあたっていただいています。育成員の任期は1年で、児童委員、民間有識者及びその他の関係機関の職員から委嘱することになっています。本年度については、資料の1ページのとおり小学校PTA18名、中学校PTA6名、高校PTA2名、一般3名の合計29名を委嘱しましたので、報告します。以上です。

城井田教育長 青少年育成センター非常勤青少年育成員について、今年はこの29名に委嘱しているということですが、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に「報第16号」の説明をお願いします。

報第16号 新・新見市学校給食センターの愛称募集について

田中課長 報第16号 新・新見市学校給食センターの愛称募集について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。現在、正田地域に新しい学校給食センターを12月完成に向けて整備を進めているところです。来年4月から本格稼働するため、新たな学校給食センターについて、児童生徒が親しみやすく、愛着が持てるような施設となるように愛称を募集するものです。募集対象は小学生で、募集期間は7月13日(月)から8月7日(金)まで、応募は1人1点までとしています。他の自治体での学校給食センター愛称例について、参考として掲載しています。応募いただいた愛称について、多いものをいくつかピックアップして、最終的にこの教育委員会でお諮りして、決定させていただこうと考えています。以上です。

城井田教育長 ここで決めるのですね。

田中課長 集計した結果を見ていただき、この教育委員会で協議していただきたいと思います。

城井田教育長

分かりました。この愛称は、建物に表示されるということですので、子どもたちのアイデアを楽しみにしたいと思います。委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

7月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後 4 時 3 4 分)